

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-⑧)

別紙1

施策名		目標3-2 大気生活環境の保全				担当部局名		大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課		作成責任者名 (※記入は任意)		行木 美弥(大気生活環境室長) 田路 龍吾(環境管理技術室長) 瀧口 博明(自動車環境対策課長)	
施策の概要		騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け		3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標		騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠		環境基本法第16条に定める環境基準		政策評価実施予定時期		平成29年8月	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1	騒音に係る環境基準達成率(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
2	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%)／(評価対象:千戸)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
3	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
4	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
5	振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
6	悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
7	熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	熱中症予防サイトの閲覧数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の熱中症予防の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
騒音・振動・悪臭公害防止 (1) 強化対策費 (昭和63年度)	45 (42)	41 (38)	41 (42)	41	1.5.6	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を、生活環境情報総合管理システムで管理・集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信</li> <li>・鉄道騒音・風力発電施設等から発生する騒音に関する知見の収集・測定評価方法の整理及び、騒音・低周波音に関する知見の地方公共団体職員等への周知</li> <li>・地方公共団体がより適切な悪臭対策を進めるための事例集、マニュアル等の作成。また、悪臭物質濃度の測定方法、臭気指数算出方法等について、必要な課題の整理や更新案の作成、最新の状況を把握するための知見の収集</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動・悪臭の法施行状況について、国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。</li> <li>・鉄道騒音について来年度以降の調査計画を作成するとともに、風力発電施設の騒音について評価手法を確立し、地方公共団体等が活用可能な測定評価マニュアルの作成を行う。</li> <li>・地方公共団体における悪臭防止に係る技術・ノウハウの普及による、悪臭苦情件数の低減。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。</li> <li>・騒音の評価評価手法を整備し、適切に評価するためのマニュアル等を整備するとともに地方公共団体等に知見を周知することにより、より効果的かつ現実的な騒音等対策が実施され、地域の音環境の改善に寄与する。</li> <li>・事例集の作成や測定方法・算出方法等の更新は、かねてより地方公共団体から要望のあったところであり、見直しを行うことによって、悪臭防止に係る技術・ノウハウが普及され、悪臭の程度(濃度・指数)の低減、悪臭被害の長期化が防止され、悪臭苦情件数の低減に寄与する。</li> </ul>	110
クールシティ推進事業 (2) (平成18年度)	87 (88)	70 (76)	47 (43)	43	7	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市における必要な適応策導入量について定量的に把握することによる効率的な適応策の実施方法の明確化</li> <li>・ビニールハウス等熱中症が発生しやすい地点における暑さ指数(WBGT)と気象台におけるWBGTの違いを把握し、よりきめ細やかな情報提供を検討</li> <li>・インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供</li> <li>・震災の影響や節電の取組を踏まえたヒートアイランド現象及び熱中症の発生状況の把握、ヒートアイランド対策手法の検討を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路空間の適応策の導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等を普及啓発する。</li> <li>・複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル的に複数の適応策を実施し、その効果を検証する。</li> <li>・全国841地点(気象庁アメダスデータ)において算出したWBGTの予測値・実況値や、実際の生活の場を考慮して算出した暑さ指数(WBGT)参考値及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートアイランド対策大綱の見直しにより、適応策が盛り込まれた旨の情報発信を行い、地方公共団体等におけるヒートアイランド対策の普及に寄与する。</li> </ul>	111

<p>交通騒音振動対策調査検討費 (平成13年度)</p>	<p>47 (43)</p>	<p>45 (39)</p>	<p>53 (42)</p>	<p>48</p>	<p>2.3.4.5</p> <p>①自動車騒音・道路交通振動対策の推進(平成17年度)  ②沿道・沿線対策の推進新幹線鉄道騒音(平成22年度)  ③新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進(平成16年度)  &lt;達成手段の概要&gt;  ①平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体⇒857団体⇒860団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済)  ①道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施  ②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施(交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドラインを平成26年4月に公表済)  ③地方公共団体に対し、平成24年11月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る  ③マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握  &lt;達成手段の目標(28年度)&gt;  ①円滑な自動車騒音常時監視業務の実施のための説明会を開催するとともに、平成26年4月に公表された日本音響学会 道路交通騒音予測式のシステムへの反映を実施  ②交通騒音問題の未然防止について、対策の実効性を高める方策について検討  ③新幹線騒音については、新規開業路線等を対象に、マニュアルに基づく測定調査等を実施して環境基準の達成状況を把握し公表  ③航空機騒音については、平成25年4月の新基準施行を受けて、マニュアルに基づく測定調査等を実施するなどして、マニュアル内容の検証を実施  &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  ①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。  ②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。  ③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。</p>	<p>112</p>
<p>自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度) 【再掲28-⑦】</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1.2</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;  ・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)」(平成27年7月)に基づく、マフラー性能等確認制度の見直しの検討及び使用過程車に対するタイヤ騒音規制の適用時期に関する検討。  &lt;達成手段の目標(平成28年度)&gt;  ・自動車単体騒音低減対策の推進  &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  ・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。</p>	<p>103 【再掲28-⑦】</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>179 (173)</p>	<p>156 (153)</p>	<p>141 (127)</p>	<p>132</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	